

岡山県における気象等の警報・注意報の区域等の変更に伴う留意事項等について

平成22年5月27日（木）から、気象等の警報・注意報に係る区域等を変更します。下記事項に留意のうえ、気象等の警報・注意報を含む防災気象情報をより有効にご活用ください。

1.	区域の変更について	2
(1)	区域を変更する警報・注意報の種類	2
(2)	気象等の警報・注意報の新しい区域	2
(3)	市町村等をまとめた地域	2
2.	基準の見直しについて	3
(1)	基準見直しの対象	3
(2)	新しい基準値	3
3.	その他の変更点等	3
(1)	電文形式の変更	3
(2)	大雨警報の特に警戒すべき事項（土砂災害、浸水害）を明示	4
(3)	警報の可能性に言及した注意報の運用	4
(4)	指定河川洪水予報と洪水警報・注意報の運用	5
(5)	大雨、洪水以外の警報・注意報の運用	5
(6)	実施年月日時と切り替え時の措置	5
4.	留意事項・参考事項	5
(1)	気象等の警報・注意報の改善の背景と目的	5
(2)	大雨及び洪水警報・注意報等と避難判断	6
(3)	気象等の警報・注意報のリードタイム	6
(4)	大雨時における気象情報の有効な活用	7
(5)	市町村ごとの警報内容を知る手段（防災情報提供システム）	7
(6)	市町村ごとの警報内容を知る手段（一般の方）	7
(7)	広く一般への広報協力をお願い	8
(8)	地域防災計画等への対応	8

本件問い合わせ先 岡山地方気象台防災業務課 電話：086-223-1334 担当：防災気象官

1. 区域の変更について

(1) 区域を変更する警報・注意報の種類

気象庁や各地の気象台が発表する津波、地震動、火山現象、気象、高潮、波浪、洪水等の警報・注意報のうち、平成 22 年 5 月 27 日（木）13 時から区域を変更するのは、気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報*が対象です。岡山県においては、岡山地方気象台が発表する以下の警報・注意報の区域が変更となります。

【警報】暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪、高潮、波浪

【注意報】強風、風雪、大雨、洪水、大雪、高潮、波浪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪

※ 今回、区域を変更する警報・注意報をここでは「気象等の警報・注意報」と表記します。

(2) 気象等の警報・注意報の新しい区域

現在、岡山県における気象等の警報・注意報の区域は、府県予報区の「岡山県」、一次細分区域の「南部」、「北部」、二次細分区域の「岡山地域」、「東備地域」、「倉敷地域」、「井笠地域」、「高梁地域」、「新見地域」「真庭地域」、「津山地域」、「勝英地域」としています。

平成 22 年 5 月 27 日（木）からは、気象等の警報・注意報の区域を市町村ごとに変更し、気象庁予報警報規程（気象庁告示）では、この区域を二次細分区域とします。

(3) 市町村等をまとめた地域

気象等の警報・注意報の区域変更に伴い、発表される情報量がこれまでより格段に多くなることから、報道機関によっては市町村ごとの警報・注意報を放送することが難しい場合があります。そこで、気象庁では、複数の市町村をまとめた地域（（平成 22 年 5 月 27 日（木）までの二次細分区域に当たる地域）の名称を「市町村等をまとめた地域」として用意します。「府県予報区」「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」は、気象庁においても地域を簡潔に表示する目的で、気象庁ホームページ、防災情報提供システム*の一部のページ、警報・注意報の一部の電文形式等で用います。

テレビやラジオでも、「市町村等をまとめた地域」等を用いてお知らせする場合があります。

177 天気予報電話サービスでも「市町村等をまとめた地域」等でお知らせします。

全国の「市町村等をまとめた地域」については、気象庁ホームページに掲載しています。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/saibun/index.html>

放送等で用いられる名称			含まれる市町村 (気象等の警報・注意報の区域(二次細分区域))
府県 予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域 (5/27までの二次細分区域)	
岡山県	南部	岡山地域	岡山市 玉野市 瀬戸内市 吉備中央町
		東備地域	備前市 赤磐市 和気町
		倉敷地域	倉敷市 総社市 早島町
		井笠地域	笠岡市 井原市 浅口市 矢掛町 里庄町
		高梁地域	高梁市
	北部	新見地域	新見市
		真庭地域	真庭市 新庄村
		津山地域	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町
		勝英地域	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村

※防災情報提供システムとは、気象庁が防災関係機関に防災気象情報を提供するために整備しているもので、気象庁からのメール通知機能と専用WEBからなります。利用には専用線による場合とインターネットによる場合があります。インターネットによる利用の場合は、気象庁・気象台から交付した機関毎のIDとパスワードが必要です。

2. 基準の見直しについて

(1) 基準見直しの対象

気象等の警報・注意報の区域変更に併せて、以下の警報・注意報基準の一部を見直します(括弧内は今回見直す基準要素を示します)。

大雨注意報(雨量基準)

洪水注意報(雨量基準、流域雨量指数基準、複合基準)

高潮警報・注意報

(2) 新しい基準値

具体的な基準値については、資料1を参照願います。

3. その他の変更点等

(1) 電文形式の変更

気象庁ではすべての防災気象情報を気象庁防災情報XMLフォーマット(以下、「XML*形式」と略す)で提供する改善を進めており、気象等の警報・注意報についても、XML形式での配信を推進しますが、当面は、XML形式の電文から作成した「かな漢字形式」等の定型の電文も提供します。

区域等の変更に伴い、定型の電文の形式等が変更となります。

気象業務法第15条第1項の規定に基づき、岡山地方気象台から岡山県等の機関にXML形式で提供し、当面の処置としては防災情報提供システム(専用線)の送達報による「かな漢字形式(新形式)」(資料2)となります。

また、気象業務法第 15 条第 2 項の規定に基づき、西日本電信電話株式会社 (NTT 西日本) から関係市町村長に通知される形式は、**資料 3** を参照願います。

※ XML (Extensible Markup Language) とは、W3C (World Wide Web Consortium、Web で使用される各種技術の標準化を推進する為に設立された非営利団体) が策定した、Web 上における国際標準の構造化文書の技術です。

(2) 大雨警報の特に警戒すべき事項 (土砂災害、浸水害) を明示

気象等の警報・注意報の区域変更に併せて、大雨警報については、基準要素に応じて、特に警戒すべき事項を「大雨警報 (土砂災害)」、「大雨警報 (浸水害)」、「大雨警報 (土砂災害、浸水害)」のように、括弧書きで表記します。

ただし、「大雨警報」の法令上の定義は変わりません。また、大雨注意報には括弧書きによる区別はありません。

なお、テレビやラジオ等では、「大雨警報」の括弧書きの部分は省略される場合があります。

大雨及び洪水警報・注意報の基準要素と、警報・注意報との関係は、次表のとおりです。

基準要素 (括弧内は指標)	警 報 (括弧内は特に警戒すべき事項)	注意報
雨量基準 (1 時間雨量又は 3 時間雨量)	大雨警報 (浸水害) 洪水警報	大雨注意報 洪水注意報
土壌雨量指数基準 (土壌雨量指数※)	大雨警報 (土砂災害)	大雨注意報
流域雨量指数基準 (流域雨量指数※)	洪水警報	洪水注意報
複合基準 (1 時間雨量又は 3 時間雨量及び流域雨量指数)	洪水警報	洪水注意報

注 1 : 大雨警報・注意報の「特記事項」においても特に警戒すべき事項を明示しています

注 2 : 同一市町村の大雨警報の特に警戒すべき事項が変化するたびに大雨警報を発表します

注 3 : 雨量基準による場合は大雨と洪水の同時発表となります

※ 土壌雨量指数、流域雨量指数の詳しい解説は気象庁ホームページをご覧ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/shisu_kaisetsu.pdf

(3) 警報の可能性に言及した注意報の運用

これまで、警報に至る現象が予想される場合には、注意報の中で警報の可能性に言及する場合があります。気象等の警報・注意報の区域変更に併せて、この運用をより積極的に行うようにし、市町村ごとに警報の可能性に言及します。市町村等における段階的な防災体制や防災対応の参考にご利用ください。

警報の可能性は、XML 形式の注意報文や、表形式 (PDF) に表記します。また、防災情報提供システムなどでも提供します。

なお、以下の点に留意願います。

- 警報の可能性に言及した場合でも、その後の気象状況の変化によっては警

報を發表しないことがあります

- 気象状況が急激に警戒の必要なレベルまで変化した場合などは、警報の可能性の言及がなくても警報を發表する場合があります

(4) 指定河川洪水予報と洪水警報・注意報の運用

これまでも、指定河川洪水予報[※]を發表した場合は、河川沿いの二次細分区域に対して、洪水警報・注意報を整合させて發表してきました。

気象等の警報・注意報の区域の変更に伴い、以下の方針で洪水警報・注意報を運用します。

「はん濫注意情報」發表時は「洪水注意報」（または「洪水警報」）を、「はん濫警戒情報」または「はん濫危険情報」發表時は「洪水警報」を發表します。

その際の対象範囲は、仮に洪水予報指定河川のどこかではん濫が発生した場合に概ね6時間以内に浸水するおそれのある市町村とします。

なお、「はん濫発生情報」發表時には、浸水のおそれのある上記より広い範囲の市町村に対して洪水警報を發表します。

なお、指定河川洪水予報と洪水警報・注意報の發表を整合させる市町村について、よりきめ細かく運用することを計画しています。

- ※ 指定河川洪水予報とは、河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、気象庁（気象台）と国土交通省または都道府県の機関が共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して行う洪水の予報です。

(5) 大雨及び洪水以外の警報・注意報の運用

大雨及び洪水以外の警報・注意報についても、市町村ごとに發表します。

ただし、警報・注意報の種類や現象の規模によっては、従前と同様な範囲の市町村に同時に同じ内容で發表することがあります。

(6) 実施年月日時と切り替え時の措置

実施年月日時は、平成22年5月27日（木）13時です。

その時点で気象等の警報・注意報を發表している場合は、13時までに一旦すべて解除し、改めて、新しい区域及び電文形式で發表します。

4. 留意事項・参考事項

(1) 気象等の警報・注意報の改善の背景と目的

平成16年に相次いだ風水害（「平成16年7月新潟・福島豪雨」、「平成16年7月福井豪雨」、10個の台風上陸など）を踏まえ、内閣府では「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を設置して、有識者による検討を行いました。

同検討会は、

- ・ 避難勧告等が適時適切にできていない
- ・ 住民への避難勧告等の迅速確実な伝達が難しい
- ・ 避難勧告等が伝わっても住民が避難しない

という課題を指摘し、国、都道府県、市町村等が対策を進めるにあたっての指針として、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示しました。

また、市町村の対応について、市町村長は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、(中略)、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)を明確にしたマニュアルを作成する必要がある。とし、防災関係情報のあり方についても、避難勧告等の判断基準(具体的な考え方)に適合した基準で、気象官署及び河川管理者が警報等の防災関係情報を発表することが必要であることが指摘されました。

これを受け、気象庁では、避難勧告等を行う市町村等の防災活動をより一層的確に支援するため、気象に関する警報・注意報の改善に取り組んできました。

具体的には、平成 20 年 5 月 28 日に大雨及び洪水の警報・注意報の基準を改善しました。災害の発生と対応のよい新たな基準要素(土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準)を導入する、短時間雨量の基準を見直す、市町村ごとに基準値を設定するなどの改善です。そして、今般、気象等の警報・注意報の区域を変更し、原則として市町村単位とします。

(2) 大雨及び洪水警報・注意報等と避難判断

このような背景と目的に鑑みたとき、大雨、洪水、高潮の警報・注意報を含め、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報等の防災気象情報、並びに、河川水位等の情報が、市町村の地域防災計画や避難勧告等の判断・伝達マニュアル等における避難判断の基準の一つに位置付けられることで、これらの情報の役割がより明確になります。

(3) 気象等の警報・注意報のリードタイム

気象等の警報・注意報は、防災機関等の防災対応時間を確保する観点から、リードタイム(警報・注意報発表時から基準を超えると予想した時点までの猶予時間)を確保して発表することを基本としています。リードタイムの考え方はこれまでと同様です。

参考(リードタイムの考え方)

- ・ 大雨及び洪水警報・注意報については2～3時間、その他の警報及び注意報については3～6時間を標準のリードタイムとする。
- ・ 夜間・早朝に警報を行うことが予想される場合は、原則として夕方16時までに注意報を発表して警報に至る可能性を伝える。これらの場合、当該注意報のリードタイムは最大で約12時間とする。
- ・ 夜間・早朝に注意報基準に達する現象が予想される場合は、原則として夕方16時までに注意報を発表する。

(4) 大雨時における気象情報の有効な活用

大雨の1日程度前から「大雨に関する岡山県気象情報」で大雨の可能性をお知らせします。そして、大雨による災害の危険度が高まるにつれて市町村ごとに、「大雨注意報」「洪水注意報」→「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害）」「洪水警報」→「土砂災害警戒情報」を發表します。警報・注意報發表中も、必要に応じて随時、「大雨に関する岡山県気象情報」を發表します。また、指定河川洪水予報については、段階的に「はん濫注意情報」→「はん濫警戒情報」→「はん濫危険情報」→「はん濫発生情報」を發表します。

自分の住んでいる市町村に警報などが發表されたら、自治体からの避難情報に気をつけるとともに、がけ・川・側溝などの危険な場所に近付かない、2階などのより安全な場所に移動するなど、身の安全を図るようにしてください。

～大雨による災害から身を守るために～

行動のめやす

✓ テレビ、ラジオや、気象庁ホームページなどの気象情報に注意する



✓ 非常用持ち出し品の点検、避難場所や経路の再確認などを行う

✓ 危険な場所に近づかない(がけ、川、側溝など)



✓ 危険を感じたら身の安全を図る(早めの避難。避難が困難な場合は2階など、より安全な場所への移動)

✓ 避難勧告などに注意する



～1日前程度
大雨に関する気象情報

約半日前
大雨、洪水注意報

約2～3時間前
大雨、洪水警報

危険度大
土砂災害警戒情報


(5) 市町村ごとの警報内容を知る手段（防災情報提供システム）

気象庁の「防災情報提供システム」では、「気象庁防災情報 XML フォーマット」の電文を活用して、市町村ごとの詳細な警報・注意報内容を表示します。市町村ごとの警報・注意報文では、大雨により特に警戒すべき事項（土砂災害、浸水害）、警報に切り替える可能性などを「特記事項」に明記するほか、現象ごとに注意警戒期間、ピーク時間帯、予想最大雨量なども表示します。市町村ごとの表示内容のイメージは資料4を参照ください。

(6) 市町村ごとの警報内容を知る手段（一般の方）

一般の方が、自分の市町村に警報・注意報が發表されているか、自分の市町村の注意警戒期間、ピーク時間帯、予想雨量などはどうなっているのかなどを知るには、当面^{*}、以下の方法があります。

【市町村ごとの詳細な警報・注意報内容が見られるサイト】

- ・ 気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp/jma/>
 - ・ 国土交通省防災情報提供センター携帯電話サイト
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>
- 
- ・ 防災情報メール配信サービス(岡山県総合防災情報システム)
<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/index.jsp>

※ 地上デジタル放送のデータ放送等では、市町村ごとの警報・注意報を見ることができる可能性があります。また、市町村のホームページ・防災行政無線・住民へのメールサービス、民間気象会社の情報提供サービスなど、今後、多様な手段で市町村ごとの警報・注意報を知ることができるようになると期待されます。

(7) 広く一般への広報協力をお願い

気象等の警報・注意報の区域等の変更については、防災関係機関はもとより、学校等の教育関係機関、報道機関、交通機関、ライフライン機関、公共施設、集客施設、観光施設等、様々な機関に対して周知・広報する必要があります。また、住民の自助による防災に資するため、一般の方々に対しても広く広報する必要があります。

とくに、前述のとおり、テレビ、ラジオ等では市町村をまとめた地域の名称を用いて知らせる場合もあるため、市町村ごとの警報・注意報をどのように知ればよいのかを広報することがたいへん重要となります。

岡山県、市町村、報道機関、関係機関の協力を得て、広く一般への広報に取り組んでいきます。皆さまのご協力をお願いします。

(8) 地域防災計画等への対応

気象等の警報・注意報の区域等の変更に伴い、岡山県及び市町村の地域防災計画、水防計画、指定地方行政機関及び指定地方公共機関の防災業務計画、並びに、各機関における業務マニュアル等の修正をお願いすることになります。具体的には、以下事項に係る部分の修正の検討をお願いします。修正内容等については、遠慮なく、当台にご相談ください。

- ① 気象等の警報・注意報の区域 (必須)
- ② 気象等の警報・注意報基準 (基準値を掲載していれば要修正)
- ③ 大雨警報の特に警戒すべき事項が表記されることについて (要検討)
- ④ 警報等の住民・関係機関・部内関係者等への伝達 (要検討)
- ⑤ 大雨時の避難判断基準 (要検討)
- ⑥ 大雨時の防災体制基準 (要検討)